	臨時利益
	貸倒引当金戻入益　1
	その他臨時利益　7
	当期純利益　39
	当期総利益　39

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

利益の処分に関する書類

（令和８年８月26日）　（単位：百万円）

Ⅰ　当期未処分利益	Ⅱ　利益処分額
当期総利益　39	積立金　39

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	５～50年
構築物	５～40年
医療用器械備品	２～20年
その他器械備品	２～20年
車両	５～６年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５～６年）に基づいております。

３．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

４．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

５．賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する業績年俸及び職員に対して支給する賞与に備えるため、当該事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的有価証券

満期保有目的債券については、償却原価法によっております。

⑵　その他有価証券

市場価格のない株式等以外については、時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

７．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品

最終仕入原価法に基づく低価法

⑵　診療材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑶　給食用材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑷　貯蔵品

最終仕入原価法に基づく低価法

８．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

９．収益及び費用の計上基準

⑴　医業収益

医業収益は、主に入院及び外来診療に係る収益であり、診療行為を提供する履行義務を負っております。

当該履行義務は、継続的に役務を提供していることから一定の期間にわたり充足されると判断し、診療行為の提供に応じて収益を認識しております。

⑵　研究収益

研究収益は、主に製薬会社や研究機関等から委託される受託研究に係る収益であり、継続的に役務を提供していることから、顧客との契約に基づいて、受託研究試験の役務等を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、受託研究試験の進捗に基づき収益を認識しております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表

１．高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）附則第８条第７項に基づく当該事業年度末における保証債務の総額　110百万円

２．金融商品の状況に関する事項

資金運用については預金、公債及び合同運用指定金銭信託に限定し、また資金調達については、財政融資資金からの借入によっております。

また、診療報酬債権に係る回収リスクは、収入管理事務要領等に沿ってリスク低減を図っております。

なお、借入金の使途は事業投資資金であり、主務大臣により認可された資金計画に沿って、資金調達のみを行っております。